奨学生のしおり

2025.09.09

一般財団法人福島育英会は、東京都に居住し、音楽関係大学に在学中の、学業人物ともに優秀かつ健康であって、経済的理由によって修学の困難な学生に対し、奨学金を給与し、もって我が国音楽界のために寄与する人材を育成することを目的に設立された法人です。
本財団の事業は以下のとおりです。

(1) 奨学金の給与
(2) 奨学生に対する生活指導
(3) その他目的を達成するために必要な事業

本財団の奨学生に採用されたことにともなう手続及び

1. 奨学生の資格

東京都に居住し、音楽関係大学大学院に在学中の学業人物ともに優秀かつ健康で高い勉学意欲を有し，大学での研究・勉学を志望している学生であり、経済的理由によって、修学が困難であって大学あるいは指導教員からの推薦がある者。

2. 奨学金の支給額

課程の正規最短修業年限に給与する奨学金の額は、次のとおりです。

(1) 学士課程　　月額　75,000 円
(2) 大学院修士課程　月額　90,000 円
(3) 大学院博士課程　月額 120,000 円

3. 支給方法

原則として 4，7，9，12 月の年 4 回、それぞれ 3 カ月分を支給します。支給方法は銀行振込みといたします。奨学金の領収書は必要ありません。なお、初年度は 12 ヶ月分を初年次の 12 月に支給します。

4. 奨学金の休止・停止

(1) 休止　　休学、長期にわたる欠席、進級制度の学校において留年したとき
(2) 停止　　学業または性行などの状況により補導上必要があると認めたとき
(3) 取消　　次の 1 に該当すると認めたとき
　① 身体的障害、疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
　② 学業成績または操行が不良となったとき
　③ 奨学金を必要としない事由が生じたとき
　④ 前各号のほか，奨学生として適当でない事実があったとき
　⑤ 在学学校で退学処分等を受け学籍を失ったとき
　⑥ 東京都に居住しなくなったとき

5. 異動届け出及び報告の義務

(1) 異動届
　① 休学・復学・転学または退学したとき
　② 停学その他の処分を受けたとき
　③ 本人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき
　④ 緊急連絡先に変更があったとき
(2) 報告の義務
　毎年 4月30日迄に成績証明書と学修状況報告書(指定書式)を指定された方法で提出のこと